



○子爵立花種忠君 善ダ僭越デゴザイマス

ルガ、一言述ベサシテ戴キマス、本法案ハ

實ニ劃期的ノモノデアリマスルガ、此ノ重

大時局下ニ於テハ誠ニ缺クベカラザル大切

ナ法案デアリマシテ、寧ロ其ノ提出ノ遲キ

ヲ我々ハ憾ム位アルノデアリマス、誠ニ

結構ナモノト存ジマシテ私ハ之ニ賛成ラス

ルノデアリマス、併ジナガラ茲ニ數項ノ希

望ヲ政府ニ申述ベて置キタイト。存ジマス、

第一、政府ハ最初此ノ法案ヲ十年計畫ヲ以

テ進マレルト云フヤウナ御考デアッタヤウ

デアリマスガ、此ノ委員會ニ於テノ御答辯

ニ依リマスルト、心ズシモ十年計畫ニ捉ハ

レルト云フコトハナク、未成年者全部ニ對

シテ成ルベク速カニ此ノ法律ヲ適用スルト

云フヤウナ御言明ヲ得マシテ、稍満足ヲ致

シタノデアリマス、無論今後ノ國家財政ノ

都合モアリマセウガ、其ノ御言明ノ反古ニ

ナラナイヤウニ特ニ御努力ヲ願ツテ置キタ

イト存ジマス、第一ハ、市町村ノ負擔過重

ノ虞ガアル點デアリマスルガ、政府ハ先日、

豫算モ十分ニ取ツテアルシスルカラ、心配ハ

要ラナイト云フ如キ御説明ガアリマシタ

ガ、此ノ點ニ付キマシテハ尙深甚ニ御注意

ヲ御願ヲ致シテ置キタイト存ジマス、第三

點、保護者及ビ之ニ準ズル者ニ義務ヲ負ハ

シムルコトニ付キマシテハ、理由ハ先日色

色申シマシタカラ申シマセヌガ、何卒綿密

周到ニ之ヲ御指導爲サレマシテ、苟モ罰則

ニ觸レルガ如キコトノナイヤウニ細心ノ御

注意ヲ拂ハレタイコトヲ望ンデ置キマス、

此ノ際勅令ヲ以テ定メタ所ノ學校等

ニ行フ所ノ體格検査ト云フモノヲ一層嚴密

ニ爲サイマシテ、將來國家ノ指導的地位ニ

就クベキ所ノ此ノ學生々徒ノ體力指導、向

上ト云フコトニ付キマシテ、全力ヲ御傾注

アラムコトヲ希望致シマス、第五、體力手

帳ノ記載ノ方法及其ノ取扱、是ハ頗ル、私

ノミデハナイト思ヒマスガ、御心配ニナッテ

イラッシャル方ガアルト思ヒマスカラ此ノ

點、ソレカラ管理醫ノ選定、指揮及監督、

コヽラニ付キマシテモ萬全ノ御注意ヲ拂ハ

レムコトヲ望ミマス、其ノ他滿洲等外地ニ

進出シテ居ル所ノ移民及在住シテ居ル所ノ

日本民族ニ付テモ、成ルベク速カニ此ノ法

案ト同一手段ヲ執ル考デアルト云フ御答辯

アリマシタガ、此ノ點ニ付キマシテモ成ル

ベク速カニ御實施ニナルヤウニ御考慮ヲ煩

ハシテ置キマス、尙序ニ申述ベタイト存ジ

マスガ……之ヲ要スルニ、先日厚生大臣カ

ラ、此ノ法律施行ニ當ツテハ此ノ法律施行

ニ關係ノアリマスルソレヽノ向キヽニ

對シテ十分立法ノ趣旨、ソレノ取扱方ニ付

テ過チノナイヤウニ指導シテ行キマスコト

ガ大切グト思ツテ居リマス、ト云フ御答辯ニ

ナツテ居リマスガ、何卒吳々モ十分ノ御注意

ヲ御願ヲ致シタイト存ズルノデアリマス、以

上數項ノ希望ヲ述ベマシテ、本法案ニ賛成

ヲ致シマス……只今ノ私ガ述ベマシタ贊成

意見ノ中、後段ノ尙序ニ申述ベマスガト

云フ後カラ「之ヲ要スルニ」ノ前迄、其處迄

ハ此ノ際速記カラ削除シテ戴キタイト存ジ

マス

○委員長(子爵野村益三君) 御異議ガナケ

レバ、サウ云フ風ニ取計ラヒマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵野村益三君) 本修正意見ニ付テ、當局大臣ノ御意見ヲ伺ヒタイ存ジマス

○國務大臣(吉田茂君) 政府ノ原案ニ用ヒ

ニアリマスル國民體力管理法ト云フコトノ

「管理」ト云フ文字ノ意味ニ付キマシテ、種々

御審議ヲ煩ハシ、御心配ヲ掛ケマシテ、只

今御修正ノ御意見ガ出テ居ル譯デゴザイマ

ス、政府ト致シマシテハ度々御説明ヲ申上

ゲマシタ如ク、此ノ管理ト云フ文字ヲ唯物

的ノ思想ノ基礎ノ上ニ用ヒタ譯デハゴザイ

マセヌノデスガ、是ハ皆様方ノ御配意モア

ルコトデゴザイマスシ、右ノ修正意見ガ貴

族院、衆議院ヲ通過スルコトニナリマスレ

バ、政府ハ院議尊重ノ意味ニ於キマシテ取

計ラヒタイ、斯様ニ考ヘマス、尙只今立花

子爵カラ、本法施行ノ上ニ於テノ重要ナル

御注意ノ事項六項目ニ瓦リマシテ御陳述ガ

ゴザイマシタ、是等ハ一々御尤モト存ジマ

ス、中ニ厚生省ノ主管デナイ事項モ第四項

等ニハゴザイマスガ、是亦誠ニ御趣意ニ於

テハ御尤モト思ヒマス、厚生省ノ主管ニ屬

シマスルコトハ厚生省ノ主管トシテ十分ニ

御趣意ヲ實現致シマスルヤウニ、又事、他

省ニ關係致シマスル部分ハ、其ノ方面ト十

分ナ連絡ヲ保チマシテ、御希望ノ趣意ニ副

ヒマスルヤウニ取計ラヒタイ存ジマス

○委員長(子爵野村益三君) 他ノ部分ニ付

テハ、御異議ガナイト認メテ宜シウゴザイ

マスカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(子爵野村益三君) ソレデハ修正可決セラレマシタ、他ニ御發言ハゴザイ

マセヌカ……御發言ガナケレバ、是デ散會致シマス

午後二時四十二分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵野村 益三君

副委員長 男爵小池 正晁君